様式1

市政改革室　7月分

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由（7条該当号）	担当局	担当
令和8年7月10日	令和8年7月24日	市政改革室の弁明書（令和8年7月9日付大市第18号）には次の記載があります。 　案件番号25-03375の「市民の声」の申出内容の考慮にあたっては、当該「市民の声」が一貫して特定の業務を対象としていること、当該特定の業務への運営方法に対する独自の見解の表明が中心であり、かつ見解の趣旨が同様であることに加え、当該「市民の声」よりも以前の「市民の声」も含めた一連の内容もふまえ、対象業務、専門性、反復性等を総合的に勘案し、申出人が在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せであると判断したものである 　これに基づき、以下の公文書の公開を請求します。 1.案件番号25-03375の申出内容について、「申出人が在職時に得た知見を活かしたご意見・お問合せであると判断した」根拠が示されている一切の文書。 ※どのように「以前の『市民の声』も含めた一連の内容もふまえ」、どのように「対象業務、専門性、反復性等を総合的に勘案」して当該判断に至ったのか、その思考・比較・検討の過程が記録された起案書、供覧、復命書、電子メール、システム上のログや特記事項等のデータを含みます。	不存在	号	市政改革室	行政改革担当